

令和7年 No.38

○国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

学長の任期中に欠員が生じた場合の後任の学長の任期の取扱いを整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年3月28日 学長選考会議 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第14号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部改正について

改正理由：学長の任期中に欠員が生じた場合の後任の学長の任期の取扱いを整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考事由) 第4条 選考会議は、次の各号の1に該当する場合に、学長の選考を行う。 (1)～(4) 〔省略〕 2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合は、原則として当該事由の生じたときから<u>3月</u>以内に行う。 〔省略〕 (任期) 第8条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。 <u>2 学長が任期の途中で第4条第1項第2号から第4号までの規定に該当した場合の後任の学長の任期は、原則として就任の日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。</u> <u>3 年度の途中で就任した学長が、引き続き再任された場合の任期は、2年とする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (選考事由) 第4条 選考会議は、次の各号の1に該当する場合に、学長の選考を行う。 (1)～(4) 〔省略〕 2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合は、原則として当該事由の生じたときから<u>1月</u>以内に行う。 〔省略〕 (任期) 第8条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。 〔省略〕